

平成22年 1月22日
消 防 庁

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（案）に対する意見募集

消防庁は、「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（案）」の内容について、平成22年1月23日から平成22年2月22日までの間、意見を募集します。

1 改正内容

消防庁では、固体酸化物型の燃料電池について火災予防上必要な事項について整理し設置基準等を整備するため、平成18年度に「固体酸化物型燃料電池発電設備等の安全対策の確保に係る調査検討会」を開催し、当該検討会においては、一定の安全対策を講じることによって、安全性が確保できるとの結論が得られたところです。

その後、関係事業者において、固体酸化物型の燃料電池の実用化及び商品化の作業について一定の進捗が見られたことを踏まえ、上記の検討会の結論に沿って、今般新たに対象火気設備等として固体酸化物型燃料電池を位置づけることにより、固体酸化物型燃料電池設備の位置、構造及び管理に関する条例の制定基準を新たに定めることとするものです。

2 意見募集対象及び意見募集要領

○意見募集対象

- ・対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（案）

○詳細については、別紙の意見募集要領をご覧ください。

3 意見募集の期限

平成22年2月22日（月）（必着）（郵便についても、募集期間内の必着とします。）

4 今後の予定

皆様からお寄せ頂いた御意見を検討した上で、当該省令等を公布する予定です。



（事務連絡先）総務省消防庁予防課

（担当：藤原補佐、荒川事務官）

TEL 03-5253-7523（直通）

FAX 03-5253-7533

意見募集要領

1 意見募集対象

- ・対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（案）

2 資料入手方法

意見募集対象となる省令案等については、電子政府の総合窓口（e-Gov）（「パブリックコメント」欄（<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>）に掲載するとともに、連絡先窓口において閲覧に供することとします。

3 意見の提出方法

意見書（別紙様式）に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに、次のいずれかの方法により提出してください。

御記入いただいた氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）は、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。

なお、御意見を正確に把握する必要があるため、電話等によるご意見はご遠慮願います。

（1）電子メールを利用する場合

電子メールアドレス：k.arakawa@soumu.go.jp

総務省消防庁予防課あて

※メールに直接意見の内容を書き込むか、添付ファイル（ファイル形式はテキストファイル、マイクロソフトWordファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。））として提出してください。

なお、電子メールの受取可能最大容量は、5MBとなっていますので、それを超える場合は、ファイルを分割するなどした上で提出してください。

（2）郵送する場合

〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2

総務省消防庁予防課あて

別途、意見の内容を保存した磁気ディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の磁気ディスクの条件等は、次のとおりです。

○磁気ディスク：3.5インチ、2HD

○フォーマット形式：1.44MBのMS-DOSフォーマット

○ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフトWordファイル又は

ジャストシステム社一太郎ファイル(他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。)

磁気ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載したラベルを貼付してください。なお、送付いただいた磁気ディスクについては、返却できませんのであらかじめ御了承願います。

(3) F A Xを利用する場合

F A X 番号：03-5253-7533

総務省消防庁予防課あて

※担当に電話連絡後、送付してください。

なお、別途、電子データによる送付をお願いする場合があります。

4 意見提出期限

平成22年2月22日(月)(必着)(郵便についても、募集期間内の必着とします。)

5 留意事項

意見が1000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。

提出されました意見は、電子政府の総合窓口[e-Gov]パブリックコメント・意見募集案内(<http://www.e-gov.go.jp>)の「パブリックコメント欄」に掲載するほか、総務省消防庁予防課において配布します。

なお、意見を提出された方の氏名(法人等にあってはその名称)やその他属性に関する情報を公表する場合があります(匿名希望、及び御意見も含めた全体について非公表を希望する場合は、意見提出時にその旨お書き添え願います。)。また、意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

意見書

平成 年 月 日

総務省消防庁予防課 へ

郵便番号：〒

(ふりがな)

住所：

(ふりがな)

氏名(注1)：

電話番号：

電子メールアドレス：

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令(案)に関し、以下のとおり意見を提出いたします。

(以下に意見を記載する。別紙に記載する場合は「別紙に記載」と記載し、意見を記載した別紙を添付する。)

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載することとする。

注2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する 条例の制定に関する基準を定める省令について

平成 22 年 1 月
消 防 庁 予 防 課

1 改正理由

近年、これまでに実用化されている「固体高分子型」、「リン酸型」及び「熔融炭酸塩型」の燃料電池に加えて、「固体酸化物型」の燃料電池の開発が進んでいる。

これを受けて消防庁では、火災予防上必要な事項について整理し設置基準等を整備するため、平成 18 年度に「固体酸化物型燃料電池発電設備等の安全対策の確保に係る調査検討会」を開催し、当該検討会においては、一定の安全対策を講じることによって、火災予防上の安全性が確保できるとの結論が得られたところである。

その後、関係事業者において、固体酸化物型の燃料電池の実用化及び商品化の作業について一定の進捗が見られたことを踏まえ、上記の検討会の結論に沿って、今般新たに対象火気設備等として固体酸化物型燃料電池を位置づけることにより、固体酸化物型燃料電池設備の位置、構造及び管理に関する条例の制定基準を新たに定めることとする。

2 改正内容

- ① 対象火気設備等の一である燃料電池発電設備の定義に「固体酸化物型燃料電池による発電設備であって火を使用するもの」を加える（第 3 条第 11 号関係）。
- ② 固体酸化物型燃料電池による発電設備のうち火を使用する燃料電池設備のうち、出力 10 キロワット未満であって、その使用に際し異常が発生した場合において安全を確保するための有効な措置が講じられているものについて、3 メートルの保有距離を要しないこととする（第 16 条第 4 号イ関係）。

3 施行期日

平成 22 年 12 月 1 日

4 経過措置

この省令の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている燃料電池発電設備（固体酸化物型燃料電池による発電設備に限る。）のうち、この省令による改正後の規定に適合しないものについては、当該規定は、適用しないこととする。

○総務省令第 号

消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第五条第一項及び第二項の規定に基づき、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年 月 日

総務大臣 原口 一博

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成十四年総務省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第十一号中「又は熔融炭酸塩型燃料電池」を「、熔融炭酸塩型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池」に改める。

第十六条第四号イ中「固体高分子型燃料電池」の下に「又は固体酸化物型燃料電池」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この省令は、平成二十二年十二月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている燃料電池発電設備（固体酸化物型燃料電池による発電設備に限る。）のうち、この省令による改正後の対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令第二章の規定に適合しないものについては、当該規定は、適用しない。

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令
新旧対照表

○ 対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成十四年三月六日総務省令第二十四号）
（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（対象火気設備等の種類）</p> <p>第三条 令第五条第一項各号列記以外の部分の総務省令で定めるものは、第一号から第十二号までに掲げる設備から配管設備等を除いたもの及び第十三号から第十九号までに掲げる設備とする。</p> <p>一～十 （略）</p> <p>十一 燃料電池発電設備（固体高分子型燃料電池、リン酸型燃料電池、<u>熔融炭酸塩型燃料電池</u>又は固体酸化物型燃料電池による発電設備であつて火を使用するものに限る。第十六条第四号イを除き、以下同じ。）</p> <p>十二～十九 （略）</p> <p>（その他の基準）</p> <p>第十六条 令第五条第二項の規定により、第四条から前条までに規定するもののほか、対象火気設備等の位置、構造及び管理に關し火災の予防のために必要な事項に係る条例は、次の各号に定める</p>	<p>（対象火気設備等の種類）</p> <p>第三条 令第五条第一項各号列記以外の部分の総務省令で定めるものは、第一号から第十二号までに掲げる設備から配管設備等を除いたもの及び第十三号から第十九号までに掲げる設備とする。</p> <p>一～十 （略）</p> <p>十一 燃料電池発電設備（固体高分子型燃料電池、リン酸型燃料電池又は<u>熔融炭酸塩型燃料電池</u>による発電設備であつて火を使用するものに限る。第十六条第四号イを除き、以下同じ。）</p> <p>十二～十九 （略）</p> <p>（その他の基準）</p> <p>第十六条 令第五条第二項の規定により、第四条から前条までに規定するもののほか、対象火気設備等の位置、構造及び管理に關し火災の予防のために必要な事項に係る条例は、次の各号に定める</p>

ところにより制定されなければならない。

一〇三 (略)

四 燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及び蓄電池設備のうち、屋外に設けるものにあつては、建築物から三メートル以上の距離を保つこと。ただし、次に掲げるものにあつては、この限りでない。

イ 気体燃料を使用するピストン式内燃機関を原動力とする発電設備及び燃料電池発電設備（固体高分子型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池）による発電設備のうち火を使用するものに限る。）、のうち、出力十キロワット未満であつて、その使用に際し異常が発生した場合において安全を確保するための有効な措置が講じられているもの

ロ 燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及び蓄電池設備のうち、消防長（消防本部を置かない市町村においては、市町村長）又は消防署長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のもの等、延焼を防止するための措置が講じられているもの

五〇八 (略)

ところにより制定されなければならない。

一〇三 (略)

四 燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及び蓄電池設備のうち、屋外に設けるものにあつては、建築物から三メートル以上の距離を保つこと。ただし、次に掲げるものにあつては、この限りでない。

イ 気体燃料を使用するピストン式内燃機関を原動力とする発電設備及び燃料電池発電設備（固体高分子型燃料電池）による発電設備のうち火を使用するものに限る。）、のうち、出力十キロワット未満であつて、その使用に際し異常が発生した場合において安全を確保するための有効な措置が講じられているもの

ロ 燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及び蓄電池設備のうち、消防長（消防本部を置かない市町村においては、市町村長）又は消防署長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のもの等、延焼を防止するための措置が講じられているもの

五〇八 (略)